

第9期成田市介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

I. 業務名

第9期成田市介護保険事業計画策定支援業務委託

II. 委託の目的

本業務は、成田市（以下「発注者」という。）が第9期成田市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定するに当たり、本市の現状と課題、市民の高齢者福祉・介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、制度を取り巻く時代の潮流や本市の他の計画、国の制度改革等と整合を図るため、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行うものである。

III. 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

IV. 業務内容

1. 住民意向（アンケート）調査の集計・分析及び報告書の作成

発注者が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果について、集計・分析し、中間資料を作成して報告するとともに、発注者、受注者協議のうえ、最終的にニーズ調査等報告書を作成、提出する。（なお、アンケートの実施及びアンケート回収結果のデータ入力作業については、発注者が既に実施済である。）

提出する成果品は、次のとおりとする。

① ニーズ調査等報告書

A4判、約120ページ、1色編集、データ納品

② 上記①業務に係る資料等の電子データ一式（WORD、EXCEL等）をCD-Rなどの電子媒体に記録し提出する。

2. 施設整備計画の検討

第9期成田市介護保険事業計画に計上する高齢者福祉施設・介護保険施設の整備計画を検討するに当たり、中長期的な介護サービスの需給見込みを推計し、施設の必要規模を試算する。

3. 現状の評価・分析と課題整理

(1) 現状の評価・分析と基本的な政策目標及び重点課題の整理

これまでの本市における高齢者福祉及び介護保険の現状の評価・分析を行うための資料作成を行う。

また、将来に向かって、少子高齢化や住民主体のまちづくりに対応した今後の本市における高齢者福祉及び介護保険の方向性を調査する。

(2) 上位・関連計画調査

計画の策定に当たり、前提として踏まえる必要のある総合計画や地域福祉計画などの各種計画の概要を把握し、本計画とのかかわりを整理する。

4. 介護サービス供給量の推計

介護サービスの種類ごとに、現状の把握と評価を行い、その結果を基に各年度のサービス量を推計するとともに、その目標達成の方策の検討を行う（サービス量推計については、国の地域包括ケア「見える化システム」を活用し推計する。）。

また、発注者が地域包括ケア「見える化」システムへデータ取込を行うことができるよう、受注者はそのアドバイスや助言、その他補助的作業等を行う。

5. 介護保険料の設定

介護サービスの種類ごとの現状の把握と評価、それぞれの事業量を算定しその結果を踏まえ、本市の高齢者人口の推移・介護サービス利用者数の推移について経年的に把握した上で、発注者と調整しながら第9期成田市介護保険事業計画における介護保険料を設定する。

6. 第9期成田市介護保険事業計画案の作成

庁内会議等で検討するための計画の素案を作成し、適宜加筆・修正を加えて、成田市保健福祉審議会に臨むための計画案を作成し、また、同保健福祉審議会の意見を受けて庁内会議で検討した結果により、さらに適宜加筆・修正を加え、最終的な計画案を作成する。

提出する成果品は、次のとおりとする。

① 第9期成田市介護保険事業計画

A4判、約120ページ、カラー編集、データ納品

② 上記①の業務に係る資料等の電子データ一式（WORD、EXCEL等）CD-Rなどの電子媒体に記録し提出する。

V. 計画策定支援

1. 支援業務の執行体制

- (1) 介護保険事業計画策定の支援業務の経験を持つ技術者（研究員等）を2人以上確保し、正副担当者とする。
- (2) 受注者は、契約期間中常に国の動向に注視しつつ、その動向に柔軟に対応するものとする。

2. 支援業務にかかる協議

受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者と十分な打合せをしなければならない。

VI. 市の責務

発注者は、受注者が業務を遂行するに当たり必要な情報収集・資料提供等の協力をを行う。

VII. 疑義

本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、指示・承認を受けるものとする。